

おくやみコーナー ガイドブック

阿南市

ご親族死亡後の、申請や届出について、どこでどのような手続をすればよいのかといったご遺族の方に、「おくやみコーナーガイドブック」を作成いたしました。

すべての手続をご案内できるものではありませんがお役立て下さい。

なお、住所が阿南市以外の場合は、住所地の市区町村役場へお問い合わせください。

おくやみコーナーご案内

阿南市では、故人様にかかる複数の手続きを効率的に進めるための窓口「おくやみコーナー」を開設しております。ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、窓口を一元化し、各種の届出や手続きを、円滑に進めていただくことを目的としています。

下記、「おくやみコーナーご案内」内容をご参照ください。

| | |
|--------|--|
| 利用申込先 | <input type="checkbox"/> 阿南市役所市民生活課 「おくやみコーナー」 ☎0884-28-9885 |
| 申込受付時間 | <input type="checkbox"/> 阿南市役所開庁日 8時半～午後5時15分まで |
| 利用できる方 | <input type="checkbox"/> 故人様のご親族(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族) <input type="checkbox"/> 葬儀を終えられていること |
| 利用方法 | <input type="checkbox"/> ご利用は事前予約が必要です。 <input type="checkbox"/> 来庁希望日は、申込の際より3日後以降(土・日・祝日及び市役所の年末年始の休日を除く)のご利用となります。 <input type="checkbox"/> また、1日2組(午前10時～・午後2時～)になっております。 <input type="checkbox"/> 事前予約や直接窓口での申込の際は、故人様及び利用申込(ご親族)様また、申込をされた方の基本的な情報をお伺いし、予約完了と同時に必要書類を事前に準備いたします。 <input type="checkbox"/> ご利用当日は、 <u>【おくやみコーナー手続き一覧表】</u> より故人様及びご請求者様に該当するものをご持参いただき、市民生活課(案内)にお申し出ください。 <input type="checkbox"/> なお、故人様により、手続きが異なりますので、詳細につきましては各担当課(P3～P11)をご参照ください。 |
| 留意点 | <input type="checkbox"/> 「おくやみコーナー」以外の手続きについては、各担当課窓口で問い合わせください。 <input type="checkbox"/> 阿南市役所以外での手続きは、各提出先窓口にお問い合わせください。(年金事務所・法務局・各金融機関・各証券会社・各加入契約会社等) |

おくやみコーナー手続き一覧表

| 担当課 | お持ちいただくもの | |
|---|---|--|
| | 故人様(下記該当の場合) | ご親族様(請求者、相続人代表、喪主他) |
| 市民生活課 ☎0884-22-1116 | マイナンバーに関すること | <input type="checkbox"/> 印鑑【請求者、相続人代表者、喪主等】 ・朱肉使用の認印 |
| | 住民基本台帳(交付されている場合) | |
| | 印鑑証明証 | |
| 保険年金課 ☎0884-22-1116 ☎0884-22-1118 | 資格確認書または資格情報のお知らせ【故人様が世帯主の場合は世帯内の加入者全員の証】 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類【請求者・相続人代表者・喪主等】 ・写真付の場合【運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・障害者手帳等】 ・写真付がない場合下記より2点資格確認書または資格情報のお知らせ【健康保険、介護保険】年金手帳・年金証書 |
| | 限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証 | |
| | 高齢受給者証 | <input type="checkbox"/> 振込先【請求者】 ・請求者の振込先金融機関 |
| | 後期高齢者証 | |
| | 死亡診断書の写し | |
| | 火葬許可証 | <input type="checkbox"/> 子の振込先【児童手当、児童扶養手当の受給対象者】 ・受給対象であった子の振込先の金融機関 |
| | 死胎火葬許可証(故人様が胎児の場合) | |
| | こどもの医療費受給者証 | <input type="checkbox"/> マイナンバーカード【請求者・亡くなられた方の世帯主】 ・マイナンバーがわかるもの |
| | 年金証書 | |
| | 年金手帳 | |
| 子ども支援課 ☎0884-22-1677 | 児童扶養手当証書 | <input type="checkbox"/> 医療機関の領収書【故人様】 ・亡くなられた方が胎児の場合 |
| 地域共生推進課 ☎0884-22-3440 | 身体障害者手帳 | |
| | 療養手帳 | |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | |
| | 自立支援医療費受給者証 | |
| | 重度心身障がい者医療費受給者証 | |
| 介護保険課 ☎0884-22-1793 | 介護保険被保険者証 | ＊ 手続きの内容は故人様の状況によって異なりますので詳しくは「おくやみコーナー」または各担当課までお問い合わせ下さい ＊ 利用申込等のお問い合わせ 市民生活課おくやみコーナー ☎【0884-28-9885】 |
| | 介護保険負担割合証(交付されている場合) | |
| | 介護保険負担限度額認定証(交付されている場合) | |
| 税務課 ☎0884-22-1116 | 固定資産税納税通知書 | |
| | ナンバープレート(原動機付自転車などを廃車する場合) | |

市役所での主な手続

1 印鑑登録証、マイナンバーカード等に関すること

問い合わせ先 市民生活課(市役所1階) ☎【0884-22-1116】

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続内容 | 手続に必要なもの |
|---------------------------------------|--|------------|
| (1) 印鑑登録証をお持ちだった | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返還 | ・印鑑登録証 |
| (2) 住民基本台帳カードをお持ちだった | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返還 | ・住民基本台帳カード |
| (3) ・マイナンバー(個人番号)カード ・通知カードをお持ちだった | <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの返還 ※通知カードは返還の必要はありません。 | ・マイナンバーカード |
| | <p>・死亡後の手続きで必要な場合がありますので、市役所にお越しの際はお持ちください。</p> <p>・また、死亡に伴う各種手続で、亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)の記載を求められることがありますので、ご注意ください。</p> | |
| (4) 手続きが必要な方の戸籍謄本等の請求について | <p>・戸籍謄本の請求は、本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村の窓口で請求できます。ただし、戸籍抄本は本籍地の市区町村へ請求をお願いします。</p> <p>・死亡届を提出されてから、戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。</p> | |

2 国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、こども医療等に関すること

問い合わせ先 保険年金課(市役所1階) ☎【0884-22-1118】

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|------------------------|--|---|
| (1) 国民健康保険に加入 されていた | <input type="checkbox"/> 資格確認等の返還 <input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 <input type="checkbox"/> 資格喪失届の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書または資格情報のお知らせ ・限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証 ・火葬許可証 ・葬祭を行った方(喪主)の振込先(金融機関)がわかるもの ・世帯主のマイナンバーがわかるもの ・故人様のマイナンバーがわかるもの ・来庁者の本人確認書類 |
| | 【世帯主の場合】 <input type="checkbox"/> 世帯主変更届の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・世帯内の加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ、限度額適用・標準負担額減額認定証など各種認定証 |
| | <input type="checkbox"/> 高額療養費(外来年間合算を含む)の請求 <input type="checkbox"/> 高額介護合算療養費の請求 ※該当がある場合は、請求のご案内を送付します。 ご案内には、数カ月かかる場合がありますので、ご了承ください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の領収書(高額介護合算療養費及び外来年間合算の請求の場合は不要) ・世帯主の振込先(金融機関)がわかるもの ・世帯主のマイナンバーがわかるもの ・高額療養費該当者のマイナンバーがわかるもの ・来庁者の本人確認書類 ・ご案内の通知 【故人様が世帯主だった場合】 ・相続人代表届 ・代表相続人の振込先(金融機関)がわかるもの ・相続関係がわかる書類 |

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|---|---|---|
| (2)胎児 ※国民健康保険 に加入されている 方が、妊娠85日 以上で死産・流産 された場合 | <input type="checkbox"/> 出産育児一時金の請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の領収書 ・直接支払制度の同意書 ・世帯主の振込先(金融機関)がわかるもの ・死胎火葬許可証 ・来庁者の本人確認書類 |
| (3)後期高齢者医療 に加入されていた | <input type="checkbox"/> 資格確認書の返還 <input type="checkbox"/> 葬祭費の請求 <input type="checkbox"/> 保険料還付請求・納付 | <ul style="list-style-type: none"> ・相続人代表者の印鑑(朱肉を使う認印) ・資格確認書 ・葬祭費還付金の振込先(金融機関)がわかるもの ・火葬許可証もしくは死亡診断書 ・届出人(記入者)の本人確認書類 ・相続人代表者の本人確認書類 |
| (4)こどもの医療費受 給者証をお持ちだっ た | 【対象児童が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 資格喪失届の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・来庁者の本人確認書類 |
| | 【受給者が亡くなった場合】 <input type="checkbox"/> 受給者証の交換 <input type="checkbox"/> 受給者変更届の提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・こどもの加入保険がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書等) ・来庁者の本人確認書類 ・新たに受給者となる方のマイナンバーがわかるもの ・来庁者が新しく受給者になられる方と住所が異なる場合は委任状 |

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|---|---|---|
| (5) 障害年金を受給されていた | <input type="checkbox"/> 未支給年金請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・故人様の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書等) ・請求者の振込先(金融機関)のわかるもの ・請求者の本人確認書類 ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード(原本) 上記以外に他の書類等が必要な場合がございますので、窓口でご相談ください。 |
| (6) ・国民年金(第1号被保険者)に加入されていた ・国民年金受給権者(60歳～65歳未満)であった | <input type="checkbox"/> 遺族基礎年金の請求 <input type="checkbox"/> 死亡一時金の請求 <input type="checkbox"/> 寡婦年金の請求 | <ul style="list-style-type: none"> ・故人様の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、年金証書等) ※遺族基礎年金及び寡婦年金の請求時は、請求者の物も必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・請求者の振込先(金融機関)のわかるもの ・請求者の本人確認書類 ・請求者のマイナンバーカードまたは通知カード(原本) 上記以外に他の書類等が必要な場合がございますので、窓口でご相談ください。 |
| (7) ・厚生年金に加入されていた ・国民年金の第3号被保険者(厚生年金加入者の被扶養配偶者)であった ・年金を受給されていた | <ul style="list-style-type: none"> ・徳島南年金事務所 ☎【088-652-1511】に手続内容をご確認ください。 ・共済年金受給者の場合は、各共済組合に手続内容をご確認ください。 | |

3 児童手当、児童扶養手当に関すること

問い合わせ先 こども支援課(市役所2階) ☎【0884-22-1677】

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|-----------------------|--|---|
| (1) 児童手当を受給されていた | <input type="checkbox"/> 消滅届の提出 <input type="checkbox"/> 認定請求書の提出 | 【新たに請求される方のもの】 ・本人確認書類 ・マイナンバーのわかるもの ・振込先(金融機関)がわかるもの |
| | <input type="checkbox"/> 未支払手当の請求 | ・受給対象者であった子の振込先(金融機関)がわかるもの |
| (2) 児童手当支給対象の児童であった | <input type="checkbox"/> 消滅届又は減額改定届の提出 | ・届出者の本人確認書類 |
| (3) 児童扶養手当を受給されていた | <input type="checkbox"/> 受給者死亡届 <input type="checkbox"/> 未支払手当の請求 | ・受給対象者であった子の振込先(金融機関)がわかるもの ・児童扶養手当証書 |
| (4) 児童扶養手当支給対象の児童であった | <input type="checkbox"/> 資格喪失届又は手当額改定届 | ・児童扶養手当証書 |

4 障害者手帳、医療費受給者証、特別障害者手当等に関すること

問い合わせ先 地域共生推進課(市役所1階) ☎【0884-22-3440】

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|--|---|---|
| ⁽¹⁾ ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療費受給者証 ・重度心身障がい者医療費受給者証 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 をお持ちだった | <input type="checkbox"/> 手帳・受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 資格喪失の届の提出 <input type="checkbox"/> 未支払医療費助成の申請 | ・印鑑(朱肉を使う認印) ・手帳・受給者証 ・申請者の振込先(金融機関)がわかるもの |
| ⁽²⁾ ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当 ・特別児童扶養手当 を受給されていた もしくは、 ・支給対象の児童であった | <input type="checkbox"/> 死亡届の提出 <input type="checkbox"/> 未支払請求書の提出 | ・印鑑(朱肉を使う認印) ・請求者の振込先(金融機関)がわかるもの ・請求者の本人確認書類 |

5 介護保険に関すること

問い合わせ先 介護保険課(市役所1階) ☎【0884-22-1793】

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|--|---|---|
| (1)介護保険被保険者証 をお持ちだった | <input type="checkbox"/> 各種証の返還 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・負担割合証(交付されている場合) ・負担限度額認定証(交付されている場合) |
| (2)・高額介護(予防)サービス費・高額総合事業サービス費 を受給されていた | <input type="checkbox"/> 高額介護サービス費等の振込先変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(認印) ・振込先(金融機関)がわかるもの |
| <p>故人様が40歳以上65歳未満で、介護認定を受けていた場合(認定申請中を含む)、上記の手続が必要です。</p> <p>保険料の精算の結果などで過誤納金が発生した場合、後日介護保険課から還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地等へ送付いたします。手続は、介護保険課から送付された還付金請求書に必要事項を記入の上、郵送または窓口にお持ちください。</p> <p>なお、書類の送付先を変更したい場合は、別途手続が必要です。</p> | | |

6 原動機付自転車、固定資産等に関すること

問い合わせ先 税務課(市役所1階) ☎【0884-22-1114】

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続の内容 | 手続に必要なもの |
|--|---|---|
| (1)・原動機付自転車 ・小型特殊自動車 ・ミニカー の所有者であった | <input type="checkbox"/> 名義変更 | ・新所有者、新使用者、届出人の本人確認書類 ・ナンバープレート(継続して使用される場合は不要) |
| | <input type="checkbox"/> 廃車手続 | ・届出人の本人確認書類 ・ナンバープレート |
| (2)三輪・四輪の軽自動車 | ※市役所では手続ができませんので、徳島県軽自動車協会☎【088-641-2010】までお問合せください。 | |
| (3)・軽二輪車(125cc 超えから250cc まで) ・小型二輪車(250cc 超え) | ※市役所では手続ができませんので、四国運輸局徳島運輸支局☎【050-5540-2074】までお問合せください。 | |
| (4)土地・家屋等固定資産 の所有であった | <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届(共有資産(相続財産)代表者変更届)の提出 | ・届出人の本人確認書類 ・同一世帯以外の相続人がお越しいただく場合、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ※届出書には新たに代表者となる方の自署又は記名押印が必要です。 |
| | <input type="checkbox"/> 未登記家屋の名義変更 | ・届出人の本人確認書類 ・固定資産税納税通知書 ※届出書には新たに名義人となる方の自署又は記名押印が必要です。 |
| | <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記名義を相続人の名義に変更する手続 | ※登記名義を変更するには、管轄法務局への所有権移転登記(令和6年4月1日、相続登記の申請の義務化開始)の申請が必要です。徳島地方法務局阿南支局☎【0884-22-0410】までお問合せください。 |

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| <p>(5)市税の口座振替の利用者で口座名義人であった</p> | <p><input type="checkbox"/> 振替口座の変更・解約</p> | <p>※次のものをご用意していただき、登録している金融機関で手続きを行ってください。</p> <p>・納税通知書 ・口座の通帳 ・銀行お届け印</p> |
|---------------------------------|--|---|

7 その他

| 故人様 (下記該当の場合) | 手続きの内容 | 手続きに必要なもの |
|----------------------------------|--|---|
| <p>(1)阿南市の水道使用者の名義人であった</p> | <p><input type="checkbox"/> 水道の閉栓または使用者変更 <input type="checkbox"/> 使用者変更の場合、振替口座を引き継ぐか否か</p> | <p>ご持参いただくものではありません。窓口もしくは電話等の連絡にて受付します。 ※くわしくは、市役所2階水道課水道料金お客様センター ☎【0884-22-0587】までお問合せください。 【口座変更の場合】 阿南市内の各金融機関の窓口にて手続きをお願いします。</p> |
| <p>(2)市営住宅入居者の名義人であった</p> | <p><input type="checkbox"/> 承継(名義変更)の手続 <input type="checkbox"/> 返還の手続</p> | <p>※くわしくは、市役所5階住宅課 ☎【0884-22-3431】までお問合せください。</p> |
| <p>(3)阿南市奨学資金を利用していた</p> | <p><input type="checkbox"/> 奨学生死亡届の提出</p> | <p>・故人様のの戸籍抄本 ・届出人の認印 ※くわしくは、市役所5階教育総務課 ☎【0884-22-3299】までお問合せください。</p> |
| <p>(4)羽ノ浦農業集落排水処理施設の使用者であった</p> | <p><input type="checkbox"/> 使用者変更届 <input type="checkbox"/> 対象人員等変更届 <input type="checkbox"/> 使用状況届 <input type="checkbox"/> 使用開始等(休止・廃止)届</p> | <p>※くわしくは、市役所6階農地整備課 ☎【0884-22-1599】までお問合せください。</p> |
| <p>(5)農地中間管理事業に係る所有者、耕作者であった</p> | <p>※くわしくは、市役所6階農林水産課 ☎【0884-22-1598】までお問合せください</p> | |
| <p>(6)森林を所有していた</p> | | |
| <p>(7)農業者年金や農地の相続完了後の手続</p> | <p>市役所6階農業委員会事務局 ☎【0884-22-3790】までお問合せください。</p> | |
| <p>(8)下水道関係</p> | <p>下水道に関するお問合せは市役所2階下水道課 ☎【0884-22-179】</p> | |

※この他以外にも手続きを要する場合がありますので、関係課及び関係機関へお問い合わせください。

| | |
|--------------------|--|
| <p>不動産の登記名義の変更</p> | <p>管轄の法務局へ所有者移転登記(令和6年4月1日、相続登記の申請の義務化開始)の申請が必要です。</p> |
|--------------------|--|

| | |
|------------------------------|--|
| 各種相続手続き | 法務局において「法廷相続情報証明制度」を行っています。 |
| 在留カード、特別永住者証明書お持ちの方が亡くなられた場合 | 死亡日から14日以内に親族または資格情報のお知らせ同居の方が出入国在留管理庁へ返納してください。 |

×毛欄